

4 豊障第 6 5 4 号
令和 5 年 3 月 9 日

市内障害福祉サービス事業所 各位

豊橋市長 浅井 由崇

サービス提供困難時の対応について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。
障害福祉サービスに関するサービス提供困難時の対応につきましては、指定基準省令により、下記のとおり定められておりますので、利用者にサービス提供が困難な場合には適当な他の事業所等の紹介やその他の必要な措置を講じる等、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1. 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。（指定基準省令第 13 条）
2. 1 の規定は「生活介護」、「短期入所」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「就労移行支援」、「就労継続支援 A 型」、「就労継続支援 B 型」、「就労定着支援」、「自立生活援助」の事業について準用する。
3. 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。（指定基準省令第 210 条の 2）

※指定基準省令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準
（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）

豊橋市役所 福祉部 障害福祉課
福祉サービスグループ 担当 野々村
TEL：0532-51-2214
E-mail: shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp